

# 中南米

## Latin America

### フリーゾーン発展の方程式

ジェトロ海外調査部米州課 中畑 貴雄

フリーゾーン（保税区）は、特に小規模市場国にとっては雇用創出や外貨獲得の重要な施策である。だが近年、輸出補助金を原則禁止する WTO のルールに従い制度変更が行われ、ある種の輸出要件が廃止され、利用できる業種が限定された。他方、法人税のインセンティブが歴史的にほとんど存在しなかったメキシコにおいては、大きな税制インセンティブを与える経済特区の構想が進みつつある。

#### 外貨獲得と雇用創出に重要ツール

ラテンアメリカフリーゾーン協会（AZFA）によると、中南米におけるフリーゾーンは、2015年時点で計445カ所。そこでは1万800社の企業が約170万人の雇用（直接82万人、間接88万人）を生み出し、計276億ドル相当を輸出している。中南米諸国にとってフリーゾーンは、輸出と対内直接投資を通じた外貨獲得と雇用創出の重要な源となっている（表）。

フリーゾーン制度は、中米・カリブなど国内市場規模が小さく、輸出向け製造拠点として外資誘致を進め

ている国にとって重要性が特に高い。例えばドミニカ共和国のフリーゾーンでは、15年時点で16万1,257人の雇用があるが、これは同国における正規雇用全体の11.9%を占める。フリーゾーンの輸出額が総額に占める比率は61.6%、フリーゾーンへの外国直接投資残高は国全体の10.2%に相当する。GDPにおけるフリーゾーンの経済活動が占める割合が高いのはニカラグア（12.0%）、コスタリカ（5.7%）、ウルグアイ（3.5%）、ドミニカ共和国（3.2%）などである。

#### WTO のルールに合わせて制度変更

フリーゾーンを巡る近年の変化としては、WTO のルールに整合性を持たせるための制度変更がある。WTO の補助金及び相殺措置協定（SCM 協定）は、輸出を条件として法人税を減免する措置や輸出製品製造に用いる機械設備にかかる関税免除を輸出補助金と見なしており、中南米諸国が従来適用してきたフリーゾーン制度の多くは SCM 協定に反していた。だが SCM 協定第27条は、開発途上国であれば WTO 発足後8年間（02年末まで）は輸出補助金を維持できるとするほか、附属書 VII に規定される国は例外的に輸出補助金を維持できると規定している。附属書 VII には、後発開発途上国と1990年時点のドル価格で1人当たり GDP が1,000ドルに満たない途上国が規定されている。中南米諸国の多くは03年時点で既に1人当たり GDP が基準を超えていた。だがコスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、パナマ、ドミニカ共和国などは WTO と協議し、輸出補助金の撤廃期限の延長が最長で15年末まで認められた。

上記諸国の多くは、15年末までにフリーゾーン制度を WTO に違反しない内容に改定した。その方法としては、①フリーゾーン制度の利用条件から輸出要件

表 中南米主要国のフリーゾーン関連指標（2014～15年）

国名	フリーゾーンの数	進出企業数	直接雇用(人)	輸出額(100万ドル)	法人税の恩典
アルゼンチン	11	N.A.	N.A.	N.A.	なし
ブラジル	1	479	114,226	614	なし
チリ	2	2,850	17,000	N.A.	免税（無期限）
コロンビア	100	817	62,732	2,108	減税（無期限）
コスタリカ	39	331	82,086	6,948	免税・減税（最長18年）
エルサルバドル	17	155	80,000	N.A.	免税・減税（最長40年）
グアテマラ	19	258	15,322	688	免税（最長10年）
ホンジュラス	39	493	146,000	N.A.	免税（最長12年）
メキシコ	7	N.A.	N.A.	N.A.	なし
ニカラグア	50	207	110,314	2,557	免税（10年）注①
パナマ注②	20	154	5,115	696	一部免税（無期限）
パラグアイ	2	152	2,078	N.A.	免税（無期限）
ドミニカ共和国	65	630	161,257	5,512	免税（最長20年）
ウルグアイ	13	1,420	13,321	2,113	免税（無期限）
その他	60	2,854	10849	N.A.	—
中南米全体	445	10,800	820,300	27,600	—

注：①ニカラグアの法人税の恩典は10年間は免税、それ以降は60%の減税となる

②パナマのデータはコロソフリーゾーンを除く

出所：ラテンアメリカフリーゾーン協会（AZFA）

を外す、②フリーゾーン制度を特定業種の国内産業振興措置に変更し、利用できる業種を限定する、③法人税の免税措置を廃止する、の三つがあった。

①を13年に導入したエルサルバドルやドミニカ共和国(12年導入)においては、制度利用の要件だった輸出義務と国内販売規制が撤廃され、それに代えて投資額と雇用人数の要件が設けられた。コスタリカは10年に①と②の双方を採用した。首都圏以外では輸出義務や国内販売規制を撤廃し、雇用者や投資額の要件を導入した。首都圏では雇用や投資額要件に加え、製造企業が制度を利用するためには、戦略的セクターと見なされる特定業種でなければならないという要件を課した。グアテマラ(16年導入)とパナマ(11年導入)も、対象業種を絞る②を採用することで、フリーゾーン制度を特定産業振興策に変えた。グアテマラでは、繊維・縫製産業、情報通信技術(ICT)関連サービスやコールセンターなどのオフショアサービスが法人税免税の対象とされた。パナマでは、物流、ハイテク、研究・開発(R&D)、高等教育、医療、環境サービスなどのサービス産業が対象となった。なおパナマでは、従来通り保税加工業もフリーゾーン制度(輸出加工区)を利用することができるが、③の改定に基づき、16年1月からは法人税は免税対象から外された。

制度変更が進出企業に大きな影響を与えたのはグアテマラである。同国は16年3月末になってようやく新たな法律を公布したが、法人税免税となる企業の業種が極端に減ったため、恩典を受けられなくなった多くの企業が撤退した。16年4月から17年2月にかけて、70社以上が撤退したと主要紙は報じている。

### メキシコでも法人税減免を検討

WTO関連以外でも、コロンビアやメキシコでは、フリーゾーンや経済特区に関する動きが見られる。

中南米地域で最もフリーゾーンの数が多いコロンビアでは16年12月、フリーゾーン制度に関する政令2147号が公布された。同政令に基づき、フリーゾーン運営企業の認可基準や運営要件が緩和されたため、フリーゾーンの数在今后も増えると期待される。また、フリーゾーン進出企業は認定経済事業者(AEO)と見なされ、今後は通関上の恩典が与えられるほか、一部の製造プロセスをフリーゾーン外の事業所で行うこ

とが認められるなど、操業要件の緩和も行われている。また16年末の税制改正に基づき、フリーゾーン進出企業の法人税率が17年から20%となった。以前は15%の法人税に加え、9%の公平税(CREE)が課税されていたため、税負担が軽減された。

メキシコには、輸出を条件に関税や付加価値税(IVA)を繰り延べする保税加工制度(IMMEX制度)や、02年に導入された戦略的保税区域(RFE)という保税制度があるが、法人税上の特典はない。そのメキシコで現在、低開発地域の振興を目的として税制インセンティブを与える経済特区構想が動き始めている。

メキシコ政府は16年6月、経済特区法を公布し、南部の低開発地域の振興に向け、進出企業に特別なインセンティブを与える経済特区(ZEE)の枠組みを創設した。同月末には開発のための連邦組織(AFDZEE)を設立、経済特区構想の具体化を進めている。17年2月には大蔵公債省が特区に適用される税制インセンティブの内容を発表した。設立後10年間の法人税100%免除とその後5年間の半減、社会保険負担金の10年間の免除とその後5年間の半減、IVAの優遇、輸入関税や税関手数料の免除などが盛り込まれている。

現在、ZEEの候補地として検討されているのは、ミチョアカン州ラサロカルデナス港、テワンテベック地峡(オアハカ州とベラクルス州をつなぐ地峡)、チアパス州のプエルト・チアパスの3カ所。これらのうち、日本企業が関心を持つ可能性があるのはラサロカルデナス港である。ミチョアカン州のシルバノ・アウレロス知事は17年3月30日、同港を正式にZEEとして認定した。同港は、太平洋岸で第2位の貨物取り扱い実績を誇る近代港だ。17年4月には、第1フェーズでも120万TEU(20フィートコンテナ換算)の取り扱い能力を持つ第2コンテナターミナルが運営を開始、コンテナ取り扱い能力はメキシコ最大のマンサニョ港に迫る。敷地面積が広く、自動車の取扱量も太平洋岸で最大、全国でもベラクルス港に次ぐ第2位と、自動車貿易港としても有名だ。カンザス・シティー・サザンの鉄道路線が乗り入れており、港から米国との国境にあるヌエボラレド税関まで鉄道保税輸送が可能で、対米向け輸出ハブとしても機能する。AFDZEEによると、17年4月5日時点で135社がZEEに関心を抱いており、うち半数は外資系企業だ。